

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

## 1. 事業の概要

我が国における生物多様性の総合的な評価分析を、社会経済的な側面も含めて実施し、国民に生物多様性の状況や保全の必要性をわかりやすく伝え、効果的な施策の展開につなげる。さらにその評価を国外にも発信することで、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けて、国際的なイニシアティブを発揮する。また、我が国の生物多様性保全上重要な地域を特定し、優先的に保全すべき地域での取組促進や保護地域の指定促進を図る。

### (1) 研究者等による生物多様性の総合評価の実施

研究者等の参加を得て、適切な指標を開発し、我が国の生物多様性の現状と動向を把握するとともに、総合的な評価や予測等を行う。

### (2) 生物多様性への危機の地図化

生物多様性の危機の状況を国民にわかりやすく伝えるため、「見える化」につながる一連の地図を作成する。

### (3) 生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）の選定

検討会を設置し、科学的なデータや知見に基づき、ホットスポットを選定する。

## 2. 事業計画

平成21年度：総合評価の実施、危機の地図化、ホットスポットの検討

平成22年度：ホットスポットの選定、総合評価の情報発信等

## 3. 施策の効果

(1) 総合評価の実施により、国内の生物多様性に関する認識を高めるとともに、COP10に向けた国際的なイニシアティブを発揮する。

(2) ホットスポットの選定や生物多様性の危機の地図化により、優先的に保全を図るべき地域における生物多様性保全の取組を推進する。

# 生物多様性総合評価推進費

## 第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略4】 わが国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで生物多様性の総合評価を行い、2010年目標の達成に貢献することを目指します。

【危機の地図化】  
生物多様性の危機を具体的に地図化

【ホットスポットの選定】  
生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を選定

## 生物多様性基本法(平成20年6月施行)

第22条 第2項 国は、生物多様性の状況及びその恵沢の総合評価のため、適切な指標の開発等を講じる

| 評価項目(例)        | 指標 | 評価 |            | 危機の地図化 |                    |
|----------------|----|----|------------|--------|--------------------|
|                |    | 現在 | 将来A<br>将来B | 現在     | 将来シナリオA<br>将来シナリオB |
| 人間活動に伴う負の影響    |    |    |            |        |                    |
| 人間の働きかけの縮小後退   |    |    |            |        |                    |
| 外来生物等による生態系の攪乱 |    |    |            |        |                    |

## ホットスポットの選定

・各種データの重ね合わせ  
・専門家による検討会及び生態系ごとのWGの設置 など

生物多様性保全上重要な地域の特定



優先的に保全・回復すべき地域における取組の進展

